

四国地方整備局

道路附属物等の個別施設計画（案）

（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）

令和8年3月

国土交通省 四国地方整備局
道路部 道路管理課

目 次

1. 本計画の位置付け	・ ・ ・	1
(1) インフラ長寿命化修繕計画		
(2) 本計画の位置付け		
2. 個別施設計画策定の背景と目的	・ ・ ・	1
(1) 背景		
(2) 目的		
(3) 計画期間		
3. 道路管理概要	・ ・ ・	2
(1) 管理延長		
(2) シェッド数		
(3) 大型カルバート数		
(4) 横断歩道橋（跨線橋以外）数		
(5) 横断歩道橋（跨線橋）数		
(6) 門型標識等数		
4. 道路附属物等の状況	・ ・ ・	5
(1) 道路附属物等建設年度		
(2) シェッド・大型カルバート年齢構成		
(3) 横断歩道橋の年齢構成		
(4) 門型標識等の年齢構成		
(5) 定期点検の実施状況		
(6) 点検支援技術の活用による点検の効率化		
(7) 道路附属物等の損傷状況		
5. 予防保全の取り組み	・ ・ ・	16
(1) 予防保全とは		
(2) 予防保全の実施		
(3) 予防保全による効果		

1. 本計画の位置付け

(1) インフラ長寿命化修繕計画

平成25年11月に、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、インフラ長寿命化基本計画が策定され、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することになりました。

インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成26年5月、国土交通省は、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、道路（橋梁、トンネル、大型の構造物等）の施設は、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画を策定することになりました。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）で策定することとされている個別施設計画です。

2. 個別施設計画策定の背景と目的

(1) 背景

四国の直轄国道における施設の多くは高度成長期に整備されており、これら橋梁の多くは建設後約40年～50年が経過し、今後これら施設の高齢化が急速に進んでいく状況です。

(2) 目的

重要なネットワークとなる直轄国道の安全性・信頼性を確保していくため、定期点検により施設の状態を把握し、その点検結果に基づく個別施設計画を策定し、修繕を計画的に実施します。

これにより、施設の健全性を確保し、予防保全型の管理への転換によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

(3) 計画期間

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、令和7年度～令和11年度（2025年度～2029年度）とします。なお、新たな点検結果等を踏まえ、毎年度更新をします。

3. 道路管理概要

(1) 管理延長

四国地方整備局は、国道11路線（11号、28号、30号、32号、33号、55号、56号、192号、196号、317号、319号）及び四国横断自動車道（須崎西IC～四万十町中央IC, 宇和島北IC～西予宇和IC, 徳島津田IC～徳島沖洲IC）の総延長1,340.1kmを管理しています。

R7.5時点

号線	管理区間	管理延長	号線	管理区間	管理延長	号線	管理区間	管理延長
11号	徳島市～松山市	264.5km	33号	高知市～松山市	118.9km	196号	松山市～西条市	65.7km
28号	鳴門市～徳島市	8.3km	55号	徳島市～高知市	241.0km	317号	今治市	6.7km
30号	高松市	1.6km	56号	高知市～松山市	351.3km	319号	丸亀市～まんのう町	10.5km
32号	高松市～高知市	132.9km	192号	四国中央市～徳島市	98.9km	四国横断自動車道 ^{※2} (高速自動車国道)		39.6km

※1. 四捨五入の関係から内訳の合計と一致しないことがある ※2. 四国横断自動車道は須崎西IC～四万十町中央IC、宇和島北IC～西予宇和IC、徳島津田IC～徳島沖洲IC

(2) シェッド数

四国地方整備局が管理するシェッドは、17施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	四国横断 自動車道	計
徳島県				9		1							10 (0)
香川県													0 (0)
愛媛県					4								4 (0)
高知県				3									3 (0)
計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (0)

※起点側の県で計数している。
※()内数字は、自動車専用道路。

R7.3末時点

(3) 大型カルバート数

四国地方整備局が管理している大型カルバート(内空2車線以上の道路を有する程度の規模)は、88施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	四国横断 自動車道	計
徳島県	4			1		4 (2)		1					10 (2)
香川県	3			4									7 (0)
愛媛県							19		4	8			31 (0)
高知県					2	9 (9)	18 (10)					11 (11)	40 (30)
計	7 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	13 (11)	37 (10)	1 (0)	4 (0)	8 (0)	0 (0)	11 (11)	88 (32)

※起点側の県で計数している。
※()内数字は、自動車専用道路。

R7.3末時点

(4) 横断歩道橋(跨道橋以外)数

四国地方整備局が管理している横断歩道橋(跨線橋以外)は、228施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	四国横断 自動車道	計
徳島県	11	3				8		23					45 (0)
香川県	44		2	6							3		55 (0)
愛媛県	45				5		31	5	22				108 (0)
高知県				5	1	8	6						20 (0)
計	100 (0)	3 (0)	2 (0)	11 (0)	6 (0)	16 (0)	37 (0)	28 (0)	22 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	228 (0)

※起点側の県で計数している。
※()内数字は、自動車専用道路。

R7.3末時点

(5) 横断歩道橋(跨道橋)数

四国地方整備局が管理している横断歩道橋(跨線橋)は、14施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	四国横断 自動車道	計
徳島県								3					3 (0)
香川県	5												5 (0)
愛媛県													0 (0)
高知県				4	2								6 (0)
計	5 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)

※起点側の県で計数している。
※()内数字は、自動車専用道路。

R7.3末時点

(6) 門型標識数

四国地方整備局が管理している門型標識等は、457施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	四国横断 自動車道	計
徳島県	19	1		16		22 (4)		19				1	78 (4)
香川県	85		3	17							13		118 (0)
愛媛県	37				26		39	3	14				119 (0)
高知県				22	26	36 (18)	51 (7)					7	142 (25)
計	141 (0)	1 (0)	3 (0)	55 (0)	52 (0)	58 (22)	90 (7)	22 (0)	14 (0)	0 (0)	13 (0)	8 (0)	457 (29)

※起点側の県で計数している。
※()内数字は、自動車専用道路。
※自治体管理路線への占用を含む

R7.3末時点

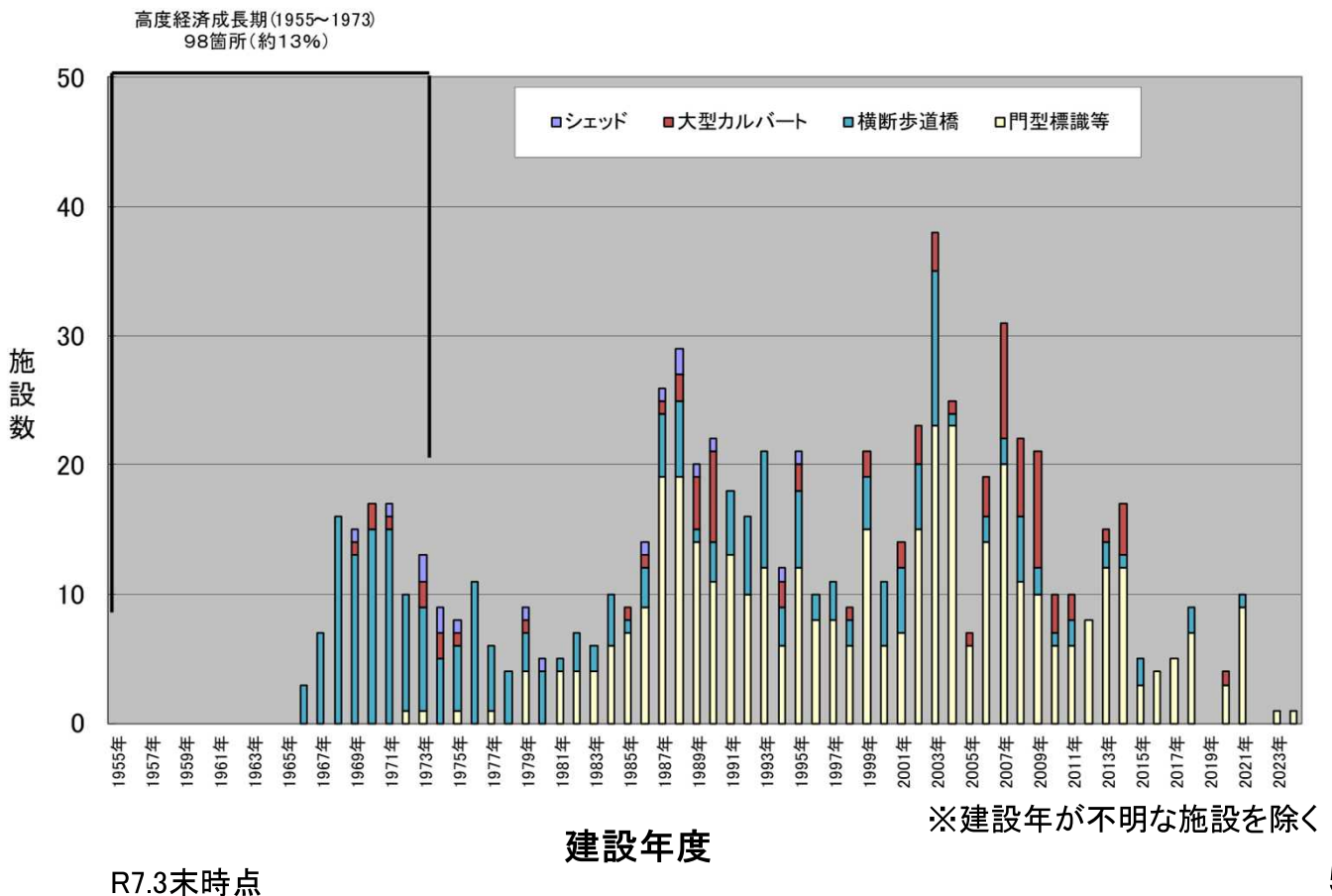
4. 道路附属物等の状況

(1) 道路附属物等建設年度

四国地方整備局が管理する供用中のシェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等は、現在合計807箇所（建設年が不明なものを含む）ありますが、1955年度から1973年度にかけての高度経済成長期に全体の約13%にあたる98箇所が建設されています。

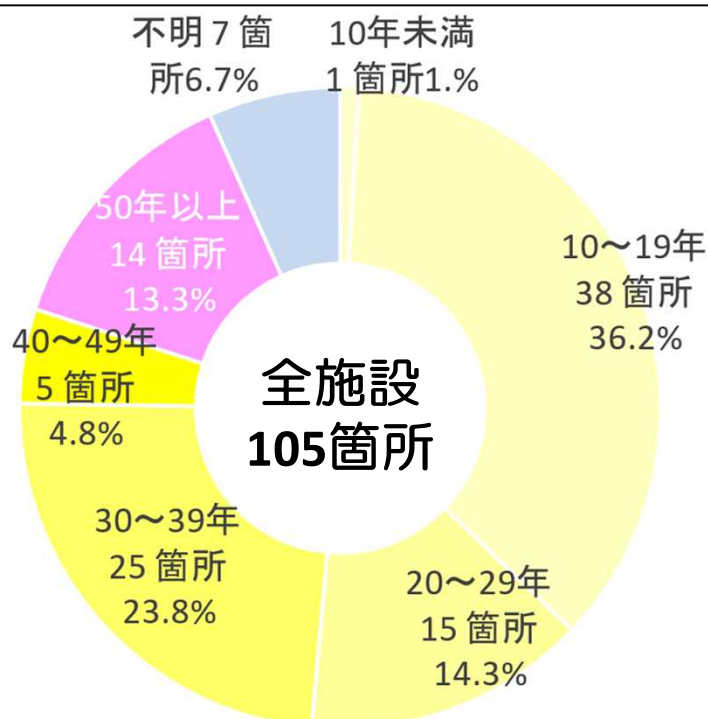
四国地方においては、気象条件の変動が激しい山間部が多く、凍結融解作用などの影響により劣化進行が早い傾向があるため、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

建設年度別の道路附属物等箇所数分布



(2) シェッド・大型カルバート年齢構成

四国管内における建設後50年以上経過したシェッド・大型カルバートの全管理箇所数に占める割合は、現在の13%から10年後には約1.4倍の18%となり、さらに20年後は約3.1倍にあたる42%まで増加します。

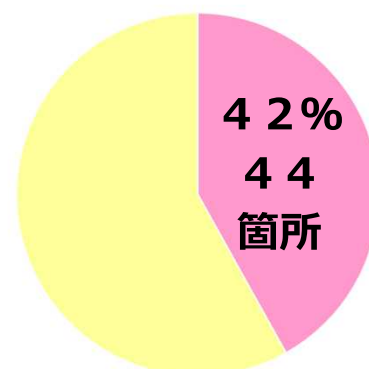
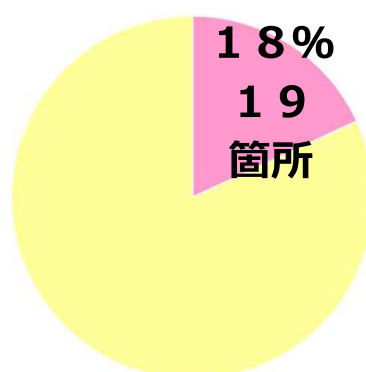
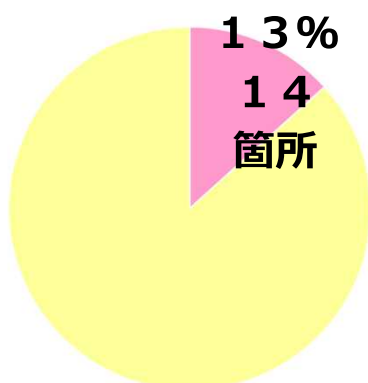


建設後50年以上のシェッド・大型カルバート数の増加

現在（2024年）

10年後（2034年）

20年後（2044年）



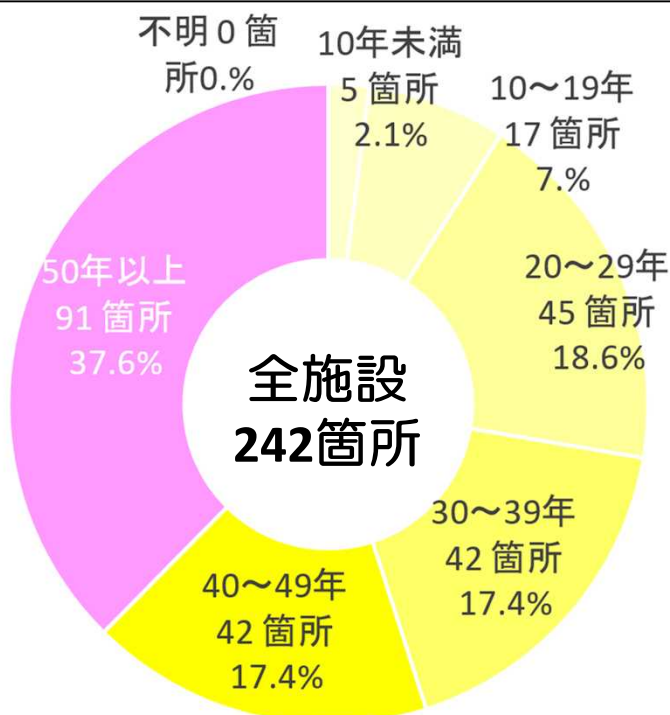
建設後50年未満の施設

建設後50年以上の施設

R7.3末時点

(3) 横断歩道橋の年齢構成

四国管内における建設後50年以上経過した横断歩道橋の全管理箇所数に占める割合は、現在の38%から10年後には約1.5倍の55%となり、さらに20年後は管理箇所数の約3/4まで急激に増加します。

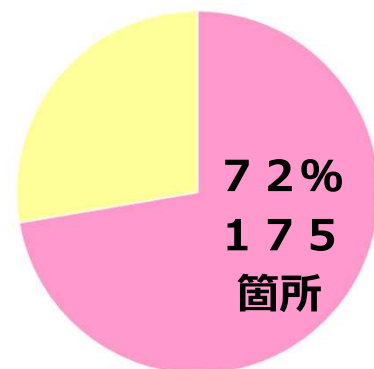
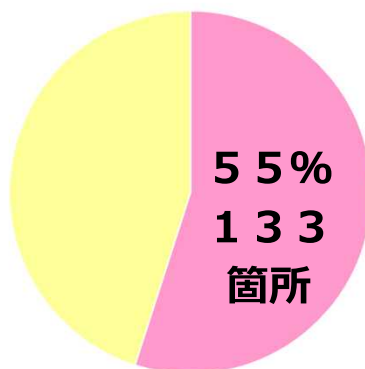
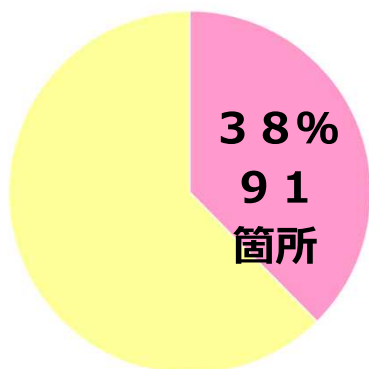


建設後50年以上の横断歩道橋箇所数の増加

現在（2024年）

10年後（2034年）

20年後（2044年）



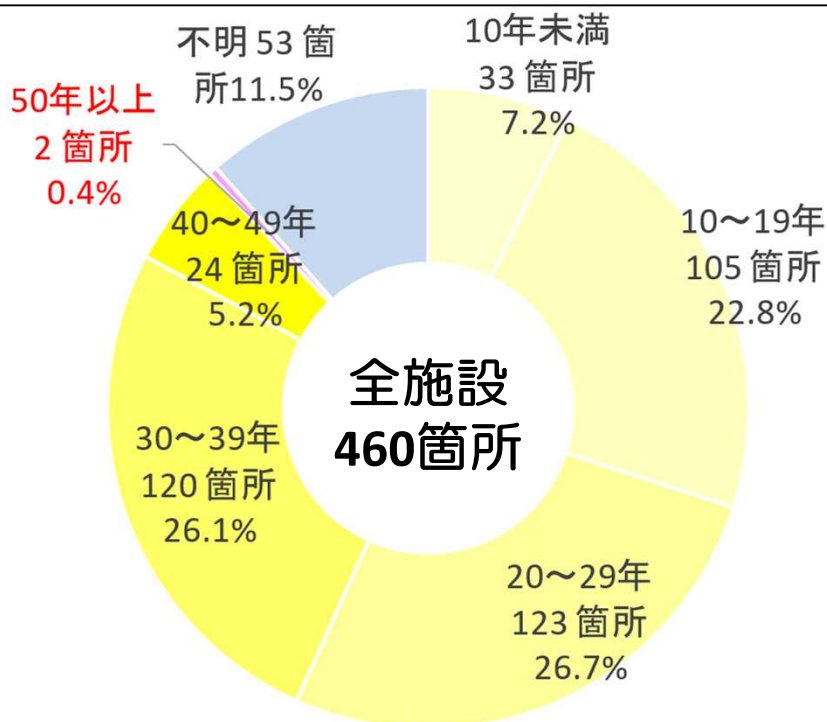
建設後50年未満の施設

建設後50年以上の施設

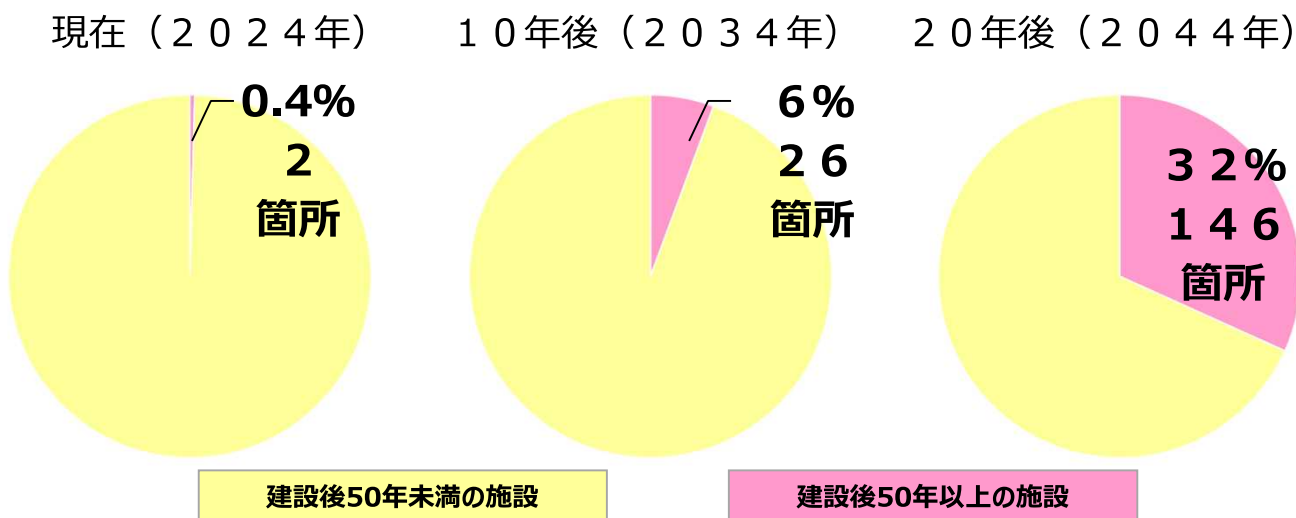
R7.3末時点

(4) 門型標識等の年齢構成

四国管内における建設後50年以上経過した門型標識等の全管理箇所数に占める割合は、現在は0.4%ですが10年後には約6%となり、さらに20年後は全体の約3割にあたる32%まで増加します。



建設後50年以上の門型標識箇所数の増加



R7.3末時点

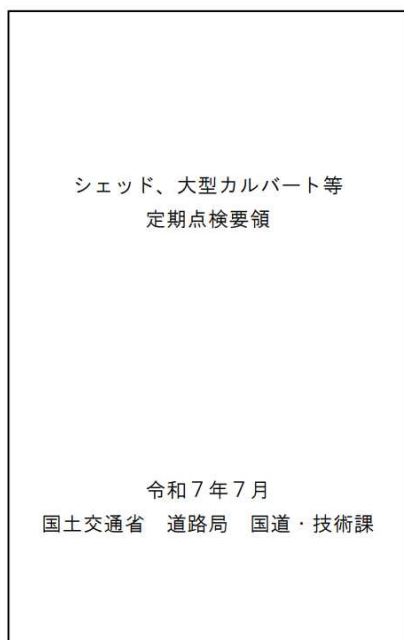
(5) 定期点検の実施状況

継続的なインフラ管理のために、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに実施内容を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取り組みを推進していく必要があります。

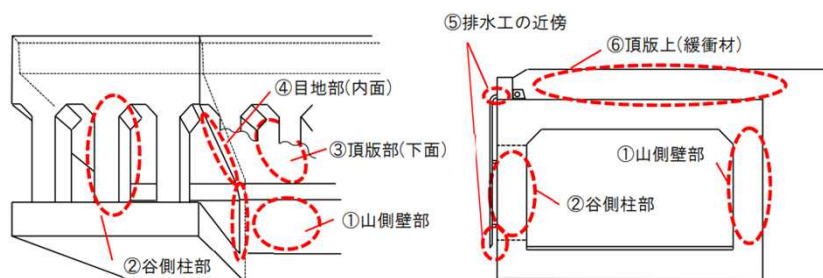
大型の構造物等の点検については、下記の定期点検要領等に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分します。

定期点検要領等

◆ シェッド・大型カルバート等



【主な着眼箇所（RC製箱形式シェッド）の例】

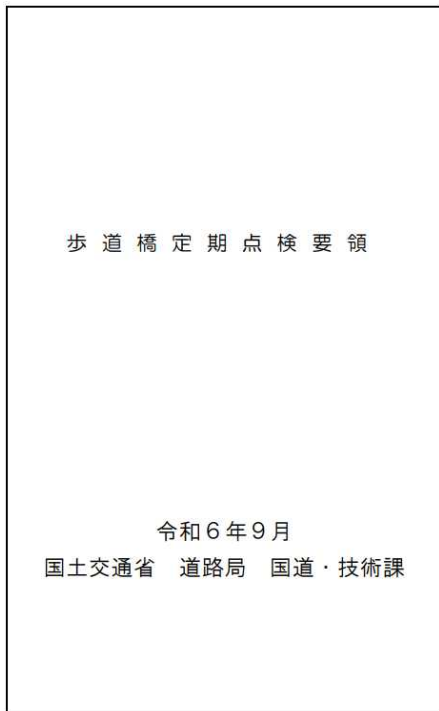


※シェッド・大型カルバート等定期点検要領
(国土交通省 道路局国道・技術課 令和7年7月)より抜粋

シェッド・大型カルバート等定期点検要領

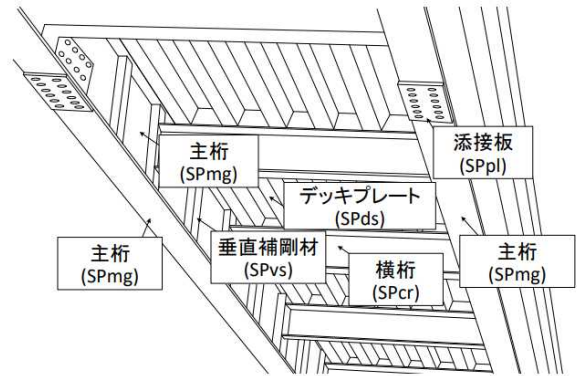
国土交通省 道路局 国道・技術課 R7.7

◆横断歩道橋



【主な着眼箇所（上部構造）の例】

デッキプレート形式②

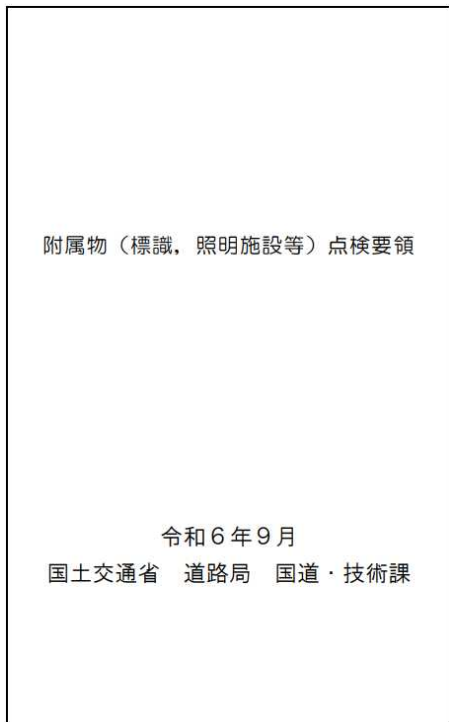


※歩道橋定期点検要領
（国土交通省 道路局 国道・技術課 令和6年9月）より抜粋

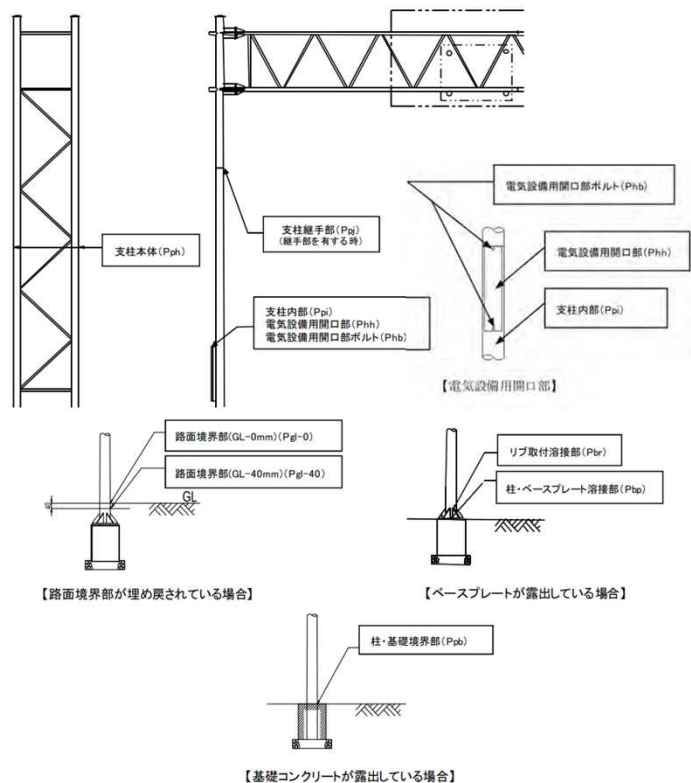
歩道橋定期点検要領

国土交通省 道路局 国道・技術課 R6.9

◆附属物（門型標識等）



【主な着眼箇所（門型標識支柱）の例】



附属物（標識・照明施設等）点検要領

国土交通省 道路局 国道・技術課 R6.9

※附属物（標識、照明施設等）点検要領
（国土交通省 道路局 国道・技術課 令和6年9月）より抜粋

点検状況

◆ シェッド・大型カルバート等



◆ 横断歩道橋



◆ 門型標識等



(6) 点検支援技術の活用による点検の効率化

令和6年度から3巡目点検にあたり、点検支援技術を積極的に活用することにより点検の効率化を推進しています。

従来点検

・鋼製支柱埋設部の腐食調査



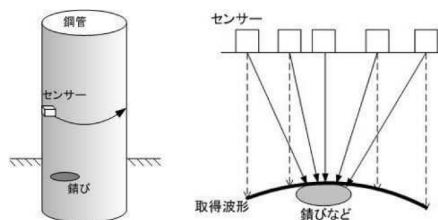
掘削後の目視検査と板厚測定を実施して腐食を調査。

掘削・コンクリートのはつり作業は、作業ヤードの確保や交通規制が発生。



点検支援技術

・超音波による鋼製支柱の路面境界部の非破壊変状検査



- ①掘削、廃棄物処理、復旧作業がなくなり工期短縮、点検コスト減。
- ②交通規制がなくなり安全性向上。

(7) 道路附属物等の損傷状況

◆シェッド

四国地方整備局で管理するシェッドのうち直近5年（2020～2024）の結果は、判定区分Ⅰ：1箇所、Ⅱ：10箇所、Ⅲ：6箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

診断結果と点検・修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	2020	2021	2022	2023	2024	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	0	0	0	6	6
Ⅱ	0	3	0	0	7	10
Ⅰ	0	0	0	0	1	1
計	0	3	0	0	14	17

(施設数)

	点検計画					計
	2025	2026	2027	2028	2029	
定期点検	0	3	0	0	14	17

※今後現場状況等に応じて変更する場合があります。

(施設数)

	修繕計画					計
	2025	2026	2027	2028	2029	
計画数	3	2	1	0	0	6

※判定区分Ⅲ以上の施設を優先して実施します。
※R7は対策完了数、R8以降は対策着手予定数、予算措置状況・現場状況等に応じて更新する予定です。

◆大型カルバート

四国地方整備局で管理する大型カルバートのうち直近5年（2020～2024）の結果は、判定区分Ⅰ：16箇所、Ⅱ：64箇所、Ⅲ：8箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

診断結果と点検・修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	2020	2021	2022	2023	2024	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	5	1	0	2	8
Ⅱ	0	32	1	7	24	64
Ⅰ	6	6	0	0	4	16
計	6	43	2	7	30	88

(施設数)

	点検計画					計
	2025	2026	2027	2028	2029	
定期点検	6	43	2	7	30	88

※今後現場状況等に応じて変更する場合があります。

(施設数)

	修繕計画					計
	2025	2026	2027	2028	2029	
計画数	1	5	1	0	0	7

※判定区分Ⅲ以上の施設を優先して実施します。
※R7は対策完了数、R8以降は対策着手予定数、予算措置状況・現場状況等に応じて更新する予定です。

◆横断歩道橋(跨道橋以外)

四国地方整備局で管理する横断歩道橋（跨道橋以外）のうち直近5年（2020～2024）の結果は、判定区分Ⅰ：117箇所、Ⅱ：68箇所、Ⅲ：43箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

診断結果と点検・修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	2020	2021	2022	2023	2024	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	19	16	7	1	43
Ⅱ	0	24	26	12	6	68
Ⅰ	0	47	23	45	2	117
計	0	90	65	64	9	228

(施設数)

	点検計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
定期点検	1	89	65	64	9	228

※今後現場状況等に応じて変更する場合があります。

(施設数)

	修繕計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
計画数	14	10	4	3	0	31

※判定区分Ⅲ以上の施設を優先して実施します。

※R7は対策完了数、R8以降は対策着手予定数、予算措置状況・現場状況等に応じて更新する予定です。

◆横断歩道橋(跨道橋)

四国地方整備局で管理する横断歩道橋（跨道橋）のうち直近5年（2020～2024）の結果は、判定区分Ⅰ：6箇所、Ⅱ：5箇所、Ⅲ：3箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

診断結果と点検・修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	2020	2021	2022	2023	2024	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	0	2	1	0	3
Ⅱ	0	2	3	0	0	5
Ⅰ	0	1	2	2	1	6
計	0	3	7	3	1	14

(施設数)

	点検計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
定期点検	0	3	7	3	1	14

※今後現場状況等に応じて変更する場合があります。

(施設数)

	修繕計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
計画数	0	1	0	0	1	2

※判定区分Ⅲ以上の施設を優先して実施します。

※R7は対策完了数、R8以降は対策着手予定数、予算措置状況・現場状況等に応じて更新する予定です。

◆門型標識等

四国地方整備局で管理する門型標識等のうち直近5年（2020～2024）の結果は、判定区分Ⅰ：45箇所、Ⅱ：383箇所、Ⅲ：29箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

診断結果と点検・修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	2020	2021	2022	2023	2024	計
Ⅳ	0	0	0	0	0	0
Ⅲ	0	21	5	2	1	29
Ⅱ	44	127	83	57	72	383
Ⅰ	6	32	3	3	1	45
計	50	180	91	62	74	457

(施設数)

	点検計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
定期点検	86	179	76	51	65	457

※今後現場状況等に応じて変更する場合があります。

(施設数)

	修繕計画					
	2025	2026	2027	2028	2029	計
計画数	1	6	2	0	0	9

※判定区分Ⅲ以上の施設を優先して実施します。

※R7は対策完了数、R8以降は対策着手予定数、予算措置状況・現場状況等に応じて更新する予定です。

健全性の診断

表-5. 1. 1 健全性の診断の区分

区分	状態
Ⅰ 健全	施設の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全 段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置 段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置 段階	施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：シェッド・大型カルバート等定期点検要領 国土交通省 道路局 国道・技術課 R7.7

5. 予防保全の取り組み

(1) 予防保全とは

大切な資産である道路ストックを長く大事に保全し、安全で安心な道路サービスの提供やライフサイクルコストの縮減等を図るため、定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や大規模な修繕に至る前に補修を実施します。

(2) 予防保全の実施

施設の損傷が深刻化した後に、大規模な修繕等を実施する「事後保全」から、損傷が軽微なうちに、修繕等を実施する「予防保全」へ転換することで、将来も含めて総合的にコストを抑えることが可能となります。

■ 日常パトロール



■ 事後保全: 損傷が深刻化した後に、大規模な修繕・更新を実施



【左官工法(施工中)】



【左官工法(完成)】

■ 予防保全: 損傷が軽微なうちに、修繕等を実施



【ひび割れ(点検時)】



【表面含浸(施工中)】

(3) 予防保全による効果

損傷が軽微な段階で適切な補修を行うことで、シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストの縮減と、道路ネットワークの安全性、信頼性を確保します。

予防保全による効果

